

中小企業信用保険法第2条第4項第7号の規定による認定について

<セーフティネット保証制度>

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。7号認定とはその中で、金融機関の経営合理化により借入が減少している中小企業者に対して行われるものです。

	認定の対象・基準	提出書類
第7号	1. 対象 経済産業大臣の指定を受けた金融機関の経営の相当程度の合理化により、借入が減少している中小企業者。 2. 基準 以下の基準を満たしていること。 ①経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関と金融取引を行っており、指定を受けた金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10パーセント以上であること ②指定を受けた金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること ③金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること	1. 認定申請書 2通 2. 定款の写し(法人のみ) 3. 直近1期分の決算書の写し (個人は、確定申告書の写し) 4. <u>全ての金融機関からの総借入金残高及び指定金融機関からの借入金残高が確認可能な残高証明、財務諸表、借入証書等</u>

<注意事項>

◎決算書については、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細書、原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表をご提出ください。

◎7号指定金融機関リストは、中小企業庁のホームページをご確認ください。

* 中小企業庁のホームページ(https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_7gou.html)

◎認定を受けた日から30日以内に信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。